

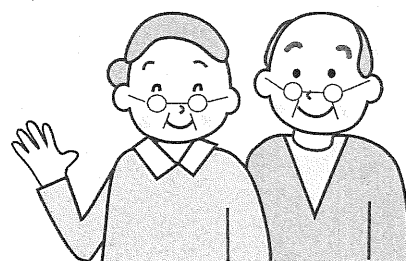
要支援1・要支援2の認定を受けた方へ 介護予防サービスのご案内

～住み慣れた地域でいきいきと暮らすために～

要支援状態となっても、状態が改善したり、それ以上に悪化しないようにすることが大切です。

ご案内する介護予防サービスは、ご利用者・ご家族が「目標とする生活」へ近づけるため、ご利用していただくものです。

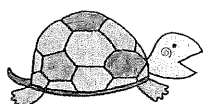
できるだけ自分のことは自分でいき、皆様が望む生活を続けられるように、一緒に取り組みましょう。



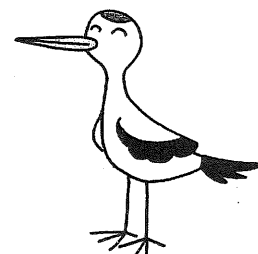
◇ 高松市地域包括支援センター「あんしんサポート」一覧

最寄りの地域包括支援センター(あんしんサポート)へご相談ください。

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX | |
|------------------------|--------------------------|----------------------------|----------|----------|
| 高松市 地域包括支援センター | 桜町一丁目9番12号 (高松市保健センター1階) | 839-2811 | 839-2815 | |
| サブ セ ン タ ー | 一宮 | 一宮町503番地40 (ことでん一宮駅前店舗2階) | 885-4481 | 885-4491 |
| | 山田 | 川島本町191番地13 (山田支所南側) | 848-6451 | 848-6491 |
| | 勝賀 | 香西南町476番地1 (ふれあい福祉センター勝賀内) | 882-7401 | 882-7491 |
| | 香川 | 香川町川東上1865番地13 (香川総合センター内) | 879-0991 | 879-0961 |
| | 牟礼 | 牟礼町牟礼302番地1 (牟礼総合センター2階) | 845-5711 | 845-5391 |
| | 国分寺 | 国分寺町新居1298番地1 (国分寺総合センター内) | 874-8961 | 874-8971 |



高松市地域包括支援センター「あんしんサポート」



要支援 1・2 の人が利用できるサービス

1 か月あたりの支給限度額

| | |
|-------|------------|
| 要支援 1 | 50,320円程度 |
| 要支援 2 | 105,310円程度 |

利用料は原則 1 割（一定以上の所得がある方は、所得に応じて、2 割又は 3 割の負担）で利用ができます。
 ※ 支給限度額の上限を超えるサービスについては、全額自己負担となります。
 ※ 実際の費用は各サービスの単位数×地域区分単位（10～10.21 円）によって算定されます。なお、以下の費用は、各サービスの地域区分単位を反映させた金額を記載しています。

介護予防サービス（介護予防を目的とした介護予防サービス計画に基づき、次のサービスを利用できます。）

| サービスの種類 | サービスの内容 | サービスの費用 | | 備 考 | |
|-----------------|--|--|-------------------------------|---|---|
| 居宅に来てもらうサービス | ☆ 介護予防訪問介護（訪問型サービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。介護予防・日常生活支援総合事業のパンフレットで内容をご確認ください。 | | | | |
| | 介護予防訪問入浴介護 | 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに限定して、介護予防を目的とした訪問入浴介護が受けられます。 | 8,709 円 | | 1 回につき 認知症専門ケア加算…………… 40～51 円/日 |
| | 介護予防訪問看護 | 疾病等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 | 5,646 円から 8,096 円 | | 利用時間が 30 分以上 60 分未満の場合 時間や事業所の種類によって金額が異なります。 ※看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 数名訪問加算 30 分未満の場合…………… 2,062 円/月 30 分以上の場合…………… 3,246 円/月 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問して介護予防を目的とした短期集中的なリハビリテーションを行います。 | 3,132 円 (1 回につき) | | 短期集中リハビリテーション実施加算…………… 2,044 円/日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 | 2,600 円から 5,660 円 | | 1 回につき医師・歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士・薬剤師等職種によって金額が異なります。 | |
| 通所して利用するサービス | ☆ 介護予防通所介護（通所型サービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。介護予防・日常生活支援総合事業のパンフレットで内容を確認ください。 | | | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） | 介護老人保健施設や医療機関等で、介護予防を目的とした食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を提供します。 | 要支援 1 20,909 円 (1 月につき) | 要支援 2 40,710 円 (1 月につき) | 1 月につき(定額制) ※利用者が受ける選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上)のどのプログラムを受けるかは、介護予防ケアマネジメントの中で決定します。受けるプログラムにより各種の加算があります。 【各種加算(選択的サービス等)】 運動器機能向上加算…………… 2,298 円/月 栄養アセスメント加算…………… 518 円/月 栄養改善加算…………… 2,044 円/月 口腔・栄養スクリーニング加算…………… 61～213 円/回 (6 か月に 1 回を限度とする) 口腔機能向上加算…………… 1,535～1,637 円/月 選択的サービス複数実施加算 ・2 種類の選択的サービスを実施した場合…………… 4,891 円/月 ・3 種類の選択的サービスを実施した場合…………… 7,129 円/月 生活行為向上リハビリテーション実施加算…………… 5,725 円/月 (6 か月以内を限度とする) |
| 短期入所サービス | 介護予防短期入所生活介護 | 短期入所施設に短期入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。 | 4,545 円 (5,329 円) | 5,654 円 (6,610 円) | 1 日につき、併設型多床室の場合 () 内はユニット型個室の場合 生活機能向上連携加算 I…………… 1,027 円 (3 月に 1 回) II…………… 2,044 円/月 認知症専門ケア加算…………… 40～50 円/日 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | 介護老人保健施設、療養病床を有する病院、介護医療院などに短期入所し、介護予防を目的とした看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。 | 6,195 円 | 7,797 円 | 1 日につき、介護老人保健施設、多床室基本型の場合 個別リハビリテーション実施加算…………… 2,443 円/日 認知症専門ケア加算…………… 40～50 円/日 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 | 1,855 円 | 3,163 円 | 1 日につき (外部サービス利用型は別の報酬単価) | |

※ サービス費用は、介護サービス事業者によって多少異なる場合があります。また、中山間・離島など、種々の条件により加算があります。

※ 通所サービスを利用の際、食事の提供を受けた場合は別途負担が必要です。また、短期入所サービスを利用の際、滞在費と食費は別途負担が必要ですが、低所得者には負担限度額が適用されます。

居宅での暮らしを支えるサービス

| サービスの種類 | サービス内容 | サービス費用等 |
|--------------|---|--|
| 介護予防福祉用具貸与 | 福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症高齢者徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置は原則として対象となりません。 | 福祉用具の事業者が定める額 ※平成30年10月から「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を基準として上限設定されています。 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。 ケアプランを作成している人は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談ください。 | 支給限度基準額10万円 (4月1日～翌年3月31日の1年間) ※指定された福祉用具販売事業者で購入してください。 |
| 介護予防住宅改修費支給 | 手すりの取付け、段差解消などの改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 住宅改修を予定している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談ください。 | 支給限度基準額20万円 ※1回の改修で20万円を使い切らず数回に分けて使えます。 ※事前の申請の後、工事内容が介護保険給付の対象であるかどうか審査があります。 <u>介護保険課からの確認書の送付前の着工又は完了している工事等は支給対象となりません。</u> |

地域密着型介護予防サービス

(介護予防を目的とした介護予防サービス計画に基づき、次のサービスを利用することができます。)

| サービスの種類 | サービスの内容 | 利用料 | | 備考 |
|---------------------------|-------------------------------------|---|----------------|------------------------------------|
| | | 原則1割(一定以上の所得がある方は、所得に応じて、2割又は3割)の負担となります。 | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 認知症の人を対象に日常生活の世話や専門的なケアを行います。 | 要支援1 6,783円 | 要支援2 7,556円 | 5時間以上6時間未満の場合 (※旧併設型の場合) |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。 | 35,005円 | 63,735円 | 1月につき(定額制) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 認知症の人が共同生活を送りながら、日常生活の支援や介護を受けられます。 | 利用できません | 7,716円 | 1日につき |
| | | | 8,000円 | 短期間利用の場合 (1ユニットの場合) |

※併設型：社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院)と併設されているもの